

## ＜保育標準時間＞

階層	区分 (市民税所得割課税額)	3歳未満		3歳以上
		通常	福島県多子	通常
		金額	金額	金額
第1	生活保護世帯	0	0	0
第2	市民税非課税世帯	4,600	2,300	2,600
第2 (ひとり親等)		0	0	0
第3	48,600円未満 (均等割のみ課税世帯含む)	14,600	7,300	10,500
第3 (ひとり親等)		6,600	3,300	3,650
第4a	57,700円未満	22,100	11,050	10,500
第4a (ひとり親等)		6,600	3,300	3,650
第4b	77,101円未満	22,100	11,050	10,500
第4b (ひとり親等)		6,600	3,300	3,650
第4c	97,000円未満	22,100	11,050	10,500
第5	169,000円未満	29,200	18,150	10,500
第6	301,000円未満	34,700	23,650	10,500
第7	397,000円未満	38,100	27,050	10,500
第8	397,000円以上	49,900	37,430	10,500

## ＜保育短時間＞

階層	区分 (市民税所得割課税額)	3歳未満		3歳以上
		通常	福島県多子	通常
		金額	金額	金額
第1	生活保護世帯	0	0	0
第2	市民税非課税世帯	4,500	2,250	2,500
第2 (ひとり親等)		0	0	0
第3	48,600円未満 (均等割のみ課税世帯含む)	14,300	7,150	10,300
第3 (ひとり親等)		6,600	3,300	3,650
第4a	57,700円未満	21,700	10,850	10,300
第4a (ひとり親等)		6,600	3,300	3,650
第4b	77,101円未満	21,700	10,850	10,300
第4b (ひとり親等)		6,600	3,300	3,650
第4c	97,000円未満	21,700	10,850	10,300
第5	169,000円未満	28,700	17,850	10,300
第6	301,000円未満	34,100	23,250	10,300
第7	397,000円未満	37,400	26,550	10,300
第8	397,000円以上	49,000	36,750	10,300

## ＜備考＞

1. 年齢については、平成29年3月31日現在の満年齢により決定します。
2. 階層区分は、4月～8月は平成28年度分の市町村民税、9月から翌年3月は平成29年度分の市町村民税所得割課税額により区分されます。
3. 市町村民税所得割課税額を計算する際、調整控除以外の税額控除（配当控除、住宅借入金等特別控除、寄付金控除等）は適用されません。
4. 保育料は、児童の父母の課税額の合計により算定するほか、同居の祖父母など父母以外の扶養義務者の課税額を合計する場合があります。
5. 同一世帯の2人以上の児童が、同時に保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業所等を利用する場合には、2番目の児童について、上表の1/2の額に軽減されます。また、第3子以降の児童の保育料は無料となります。
6. 18歳に達するまでの子どもが3人以上いる世帯の子どものうち、3人目以降の3歳未満の子どもについては、上表の「福島県多子」欄の保育料が適用されます。